

≪参考1≫地域密着型通所介護の具体的取扱方針における規定

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「条例」という。）第60条の9において、地域密着型通所介護の具体的取扱方針のうち、地域住民との交流や地域活動への参加に関する内容は次のように定められています。

(1)	指定地域密着型通所介護は、 <u>利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、</u> 利用者の心身の状況を踏まえ、 <u>妥当かつ適切に行うものとする。</u>
(2)	指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、 <u>利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して</u> 行うものとする。

【解釈通知（一部抜粋）】

- ① 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。
 - イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。
 - ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
- ② 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。

≪参考2≫認知症対応型通所介護の具体的取扱方針における規定

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「条例」という。）第71条において、認知症対応型通所介護の具体的取扱方針のうち、地域住民との交流や地域活動への参加に関する内容は次のように定められています。

(1)	指定認知症対応型通所介護は、 <u>利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、</u> 利用者の心身の状況を踏まえ、 <u>妥当かつ適切に行うものとする。</u>
(2)	指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、 <u>利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して</u> 行うものとする。

【解釈通知（一部抜粋）】

- ① 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。
- ② 指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。